

## 令和8年度 健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務委託仕様書

### 1 目的

特定健康診査受診後異常値を放置している者が、自らの健康状態を自覚し、適切に医療機関を受診することにより、重篤な合併症（心筋梗塞・脳血管疾患・糖尿病合併症）の発症や生活の質の低下を防ぐことを目的とし、栗東市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づいて医療機関への受診が必要な者に対して受診勧奨を行う。

### 2 業務名

健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務委託

### 3 委託期間

令和8年4月1日から令和10年2月末

### 4 受託事業者

下記の条件を満たす者であること。

#### (1) 特定保健指導の外部委託に関する基準

平成25年厚生労働省告示第92号

#### (2) 「食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者」とは、平成20年厚生労働省告示第10号により定める者であること。

### 5 履行場所

受託事業者の指定場所

### 6 対象者

#### (1) 受診勧奨のための文書通知

以下の①②③④に示す基準により、4段階に分けて対象者を設定する。

##### ①重症者（すぐに医療機関受診が必要な者）

特定健診の結果、検査値が以下のいずれかに当たる者かつ3疾患（高血圧・脂質異常・高血糖）とも服薬がない者。

a 血圧：収縮期 160mmHg 以上または拡張期 100mmHg 以上

b 血糖：空腹時血糖 126mg/dl 以上または HbA1c 7.0% 以上

c 脂質：中性脂肪 500mg/dl 以上（空腹時・随時問わず）または LDL コレステロール 180mg/dl 以上

d 尿酸：血清尿酸値 9.0mg/dl 以上

e 腎機能：eGFR45 未満（70歳以上 40未満）または尿蛋白(2+)以上または尿蛋白(+)かつ尿潜血(+)以上

##### ②軽症者（早期に生活習慣の改善が必要な者）

特定健診の結果、検査値が以下のいずれかに当たる者かつ3疾患（高血圧・脂質異常・高血糖）とも服薬がない者。

a 血圧：収縮期 140mmHg 以上または拡張期 90mmHg 以上

b 血糖：空腹時血糖 110mg/dl 以上または HbA1c (NGSP 値) 6.0%以上

c 脂質：中性脂肪 300mg/dl 以上（空腹時・随時間わず）または LDL コレステロール 140mg/dl 以上

d 尿酸：血清尿酸値 8.0mg/dl 以上

③糖尿病性腎症重症化予防該当者（高血糖かつ腎機能所見がある者）《服薬なし》

特定健診の結果、検査値が以下のいずれかに当たる者かつ3疾患（高血圧・脂質異常・高血糖）とも服薬がない者。

空腹時血糖 126mg/dl 以上または HbA1c (NGSP 値) 6.5%以上かつ eGFR50 未満（70 歳以上 40 未満）または尿蛋白（+）以上

④糖尿病性腎症重症化予防該当者（高血糖かつ腎機能所見がある者）《服薬あり》

特定健診の結果、検査値が以下のいずれかに当たる者かつ3疾患（高血圧・脂質異常・高血糖）いずれかにおいて服薬がある者。

空腹時血糖 126mg/dl 以上または HbA1c (NGSP 値) 6.5%以上、かつ eGFR50 未満（70 歳以上 40 未満）または尿蛋白（+）以上

《令和8年度見込み》

827人

※ただし、対象者の人数についてはあくまでも見込みであり、増減することがある。

（2）電話による受診状況確認および受診勧奨

上記（1）の①③のうち、受診状況確認アンケートに対する返信がなかった者および受診状況確認アンケートに「医療機関を受診していない」と回答した者。

《令和8年度見込み》

105人

・うち接触できた者 61人

・うち不在者 44人

※ただし、対象者の人数についてはあくまでも見込みであり、増減することがある。

（3）特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援）の対象と判定された者

特定健康診査の階層化により、特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援）の対象と判定された者については、市と協議の上対応すること。

（4）2回目電話による受診状況確認および必要時再受診勧奨

上述の（2）の対象者のうち、電話による受診勧奨を実施した者で「医療機関を受診していない」と返答があった者。

《令和8年度見込み》

27人

・うち接触できた者 23人

・うち不在者 4人

※ただし、対象者の人数についてはあくまでも見込みであり、増減することがある。

業務内容は、栗東市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の内容を踏まえたものとする。また、糖尿病性腎症重症化予防対象者については、滋賀県が作成している糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいた受診勧奨および保健指導を実施するものとする。

#### （1）事業の事前準備

##### ①担当者との打ち合わせ

受診勧奨事業全般の企画や年間スケジュール等について、事業を実施するスタッフ（事業所所属のスタッフ、栗東市健康増進課のスタッフ）が円滑な業務遂行ができるよう、事前に市と打ち合わせを行う。

##### ②受診勧奨で使用する健診結果表、リーフレット等の選定

対象者への送付物の選定は事前に市と調整すること。

##### ③対象者への受診勧奨通知の作成

受診勧奨の通知文書には事業者が市から委託を受けて業務を行っていること、受診状況確認アンケートにて返信がない者には再度事業者から受診状況の確認や受診勧奨を電話で行うことなどを明記する。受託事業者は、受診勧奨者個人に送付する通知文を氏名差込の上、印刷・作成する。内容は、対象者が医療機関への受診の必要性が分かるよう工夫する。

#### （2）受診勧奨のための文書通知

市は、市の保有する健康管理システムから対象者を抽出し、対象者リスト一覧を作成し、電子媒体（CD-R）にて受託事業者へ送付する。

受託事業者は市から受け取ったデータをもとに、受診勧奨通知および健診結果経年表を作成し、事前に市が準備したリーフレット等とともに封筒（市が作成し用意）に封入、封緘を行い対象者に発送する。内容物は別紙【栗東市受診勧奨業務】の通りとし、上述の「6対象者（1）」の対象者①重症者、②軽症者、③糖尿病性腎症重症化予防該当者《服薬なし》、④糖尿病性腎症重症化予防該当者《服薬あり》によって分ける。軽症者のうち HbA1c6.5%以上の者については、鏡文にて糖尿病が強く疑われる旨を追記すること。

#### （3）電話による受診状況確認および受診勧奨

上述の「6対象者（2）」の対象者に対し、電話による受診状況確認および受診勧奨、相談を保健指導経験者（保健師・管理栄養士）が実施する。勧奨は受託事業者が電話で行い、市から委託を受けて国民健康保険被保険者に対する業務を行っていることを伝え、対象者に不安や不信感を抱かせないよう配慮する。健診結果より医療機関への受診が必要なことを伝えたうえで受診状況の確認を行う。

①市は対象者を抽出し、対象者リスト一覧を作成後、電子媒体（CD-R）にて受託事業者へ送付する。

また、必要時受診状況アンケートの写しを同封する。

②受託事業者は対象者へ電話による受診状況確認を行い、医療機関未受診の者へは、健診の結果から疾病発症との関係が理解できるよう説明の上受診を促す。加えて生活習慣病の改善に向けての働きかけを行う。個別面接を希望される者へは、市が実施する健康相談を案内する。

③既に医療機関を受診していることが判明した場合には、生活習慣の改善について検査結果と本人の聞き取り内容から生活上の課題を想定し、本人に改善を促す働きかけを行う。個別面接を希望される者へは、市が実施する健康相談を案内する。

④受診勧奨は、原則対象者本人とのみ電話する。本人が電話に出られない場合や、留守番電話につな

がった場合は、曜日や時間を変更して、3回（のべ3日間）以上は連絡をとること。ただし、平日に1回実施し不在等の場合、2回目及び3回目は夜間20時までや土曜日または日曜日または国民の祝日にも利用勧奨を行うなど、日にちや時間帯を変え、受診率向上に努めること。

#### （4）2回目電話による受診状況確認および再受診勧奨

上述の「6対象者（2）」の対象者のうち、電話による受診勧奨を実施した結果、未受診と回答した者について、約3か月後に病院への受診状況確認、および必要時再受診勧奨を保健指導経験者（保健師・管理栄養士）が実施する。再勧奨は市から委託を受けて国民健康保険被保険者に対する業務を行っていることを伝え、対象者に不安や不信感を抱かせないよう配慮する。

①医療機関への受診有無の確認を行い、未受診者へは再度受診勧奨を実施する。

②受診勧奨は、原則対象者本人とのみ電話する。本人が電話に出られない場合や、留守番電話につながった場合は、曜日や時間を変更して、3回（のべ3日間）以上は連絡をとること。ただし、平日に1回実施し不在等の場合、2回目及び3回目は夜間20時までや土曜日または日曜日または国民の祝日にも利用勧奨を行うなど、日にちや時間帯を変え、受診率向上に努めること。

### 8 委託料の請求および支払いと実績報告

#### （1）委託料の請求および支払い条件

①データ処理、健診結果作成業務

帳票作成して通知発送後（1回限り）

②通知発送業務

通知発送後

③電話勧奨業務（専門職3架電）

対象者へ受診勧奨実施後

※利用者の記録用紙および、教材費、通信費、事務用品費、備品費等については委託料に含める。

※それぞれ、業務を実施した月の翌月に請求する

#### （2）実績報告

①受診勧奨のための文書通知

文書通知を行った者のリストを、月毎に市が指定する形式に従って紙媒体または電子媒体（CD-R等）で市に納品する。

②電話による受診状況確認および受診勧奨

勧奨日時、勧奨内容、対象者の主訴等を記録し、月毎にまとめて市が指定する形式に従って紙媒体または電子媒体（CD-R等）で市に報告する。ただし、特別な対応が必要と判断された者についてはその都度速やかに市に報告する。

### 9 利用者の自己負担

受診勧奨に自己負担はないものとする。

### 10 成果物等

当該業務委託に係る成果物として、当該年度の対象者全員（受託事業者事業実施分）の受診勧奨業務

終了後、事業全体の評価（対象者の内訳、医療機関受診状況、健診時の受診勧奨有無、未受診理由、生活習慣改善状況等）に加え、突起すべき事項がある場合は、事業所として実施する事業全般における栗東市の傾向をまとめて紙媒体または電子媒体（CD-R等）で市に納品する。

#### 1.1 苦情対応

利用者からの苦情や要望等に速やかに対応するための窓口を設置し、利用者に案内すること。また、必要に応じて市に報告するものとする。

#### 1.2 事故対応

事故等の責任及び損害賠償等は受託事業者に帰属する。また、事業の実施にあたり、安全管理に十分な注意を図ること。万一、事故等が発生した場合には、適切な処置を講じるとともに、速やかに市へ報告するものとする。

#### 1.3 個人情報の保護

受託事業者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### 1.4 再委託等の禁止

市が委託する業務の全部または一部を第三者に委託及び譲渡してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

#### 1.5 その他

- ・この仕様書に定めのない事項等については、受託事業者は市と協議の上、実施する。
- ・「令和8年度 特定保健指導利用勧奨業務及び特定保健指導」と併せて契約を行う。
- ・見積書は「令和8年度 特定保健指導利用勧奨業務及び特定保健指導」とまとめて作成してよい。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を処理するに当たっては、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。特定個人情報及び個人番号を取り扱うときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を含む。）その他関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならぬ。

#### (秘密の保持)

第2条 受注者は、本件業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (従事者等への監督及び教育)

第3条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者及び従事者（以下「従事者等」という。）に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

#### (収集の制限)

第4条 受注者は、本件業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (安全管理措置)

第6条 受注者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (持出しの禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために必要な範囲を超えて、受注者が本件業務に係る個人情報を取り扱う作業場所から個人情報を持ち出してはならない。

#### (複写等の禁止)

第8条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、本件業務を効率的に処理するため、受注者の管理下において使用する場合はこの限りでない。

(再委託の禁止等)

第9条 受注者は、本件業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、その取扱いを再委託先（再委託先が受注者の子会社である場合を含む。）に委託してはならない。なお、再委託した業務をさらに委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、発注者の承諾に基づき本件業務の全部又は一部を再委託先に委託する場合は、再委託先に対して本特記事項における安全管理措置を講じさせなければならない。

(資料等の返還等)

第10条 受注者は、本件業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記載又は記録された資料等をこの契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

(従事者等の明確化)

第11条 受注者は、従事者等を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第12条 受注者は、本件業務に係る個人情報を取り扱う作業場所を特定し、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

(報告義務)

第13条 受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について発注者に対して報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第14条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

2 受注者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が生じたときは、直ちに当該事態が生じた旨を発注者に報告しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(調査等)

第15条 発注者は、受注者が本件業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第16条 発注者は、受注者が本件業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱

いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除)

第17条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除をすることができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対してその損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受注者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の業務従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、本件業務に関する個人情報の漏えい、不正利用その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより発注者又は第三者に生じた損害を賠償しなければならない。